

朝日新聞社 be編集部 御中

平成18年11月 日  
全国青年税理士連盟 会長 城田 英昭  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
Tel 03-3354-4162 zensei@khaki.plala.or.jp

## ニセ税理士行為を助長する記事に対する抗議

(平成18年10月21日付け記事 be on Saturday 『相続税 節税できる?』について)

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の若手税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

このたび貴社の紙面に、ニセ税理士行為を助長しかねない記事が掲載されました。この報道は、国民に対して税理士制度への誤解と納税者の不信感を招き、また、ニセ税理士行為を肯定し、それどころか助長するものです。よって訂正記事の掲載を要望します。

### 1. 税理士の使命を理解していない

税理士法第1条には税理士の使命が規定されているが、そこには『納税者の信頼にこたえる』ことが明示されている。ところが貴社の記事は税理士の使命を理解せずに記載されている。

**税理士法第1条:** 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

**問題となる貴社の記載:** 【親身になってくれない人や、「節税意識」の希薄な人に頼むと、ビジネスライクな対応をされて損をする場合もあります。】

**問題となる点:** 記事で例示されたような者は、そもそも税理士法第1条の規定から外れており、税理士としての資質が問われる者である。そのような者を税理士の例示とすることは不適切である。

### 2. ニセ税理士行為を肯定している

税理士法は、いわゆるニセ税理士行為を禁止している。ところが貴社の記事ではニセ税理士行為を肯定しているように読める。

一般的な税金の計算方法等を説明することについては、税理士以外の者が行っても何ら問題がない。しかし、納税者からの個別具体的な税金の相談に関し

ては、税理士法第2条の税務相談であり税理士業務に該当し、税理士業務は有償・無償に関わらず、税理士以外の者が行うことはできない。

**税理士法 第52条：** 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

**税理士法 第2条：** 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。 一 税務代理 二 税務書類の作成 三 税務相談

**問題となる貴社の記載：**【税理士が税額を算出した後で、別の人が試算し直したら、億の単位で税金を減らせ、家や土地を手放さずに済んだ例もあります。】

**問題となる点：**『別の人』とは、文脈からは税理士以外の者として、読者は理解するであろう。また、『試算し直したら』とは、税務相談のこととして読者は受け止めるであろう。読者は、税理士以外の者が税務相談業務を行えるものとの間違った認識をする。

### **3. ニセ税理士行為を助長する**

貴社の記事ではニセ税理士行為を肯定するだけでなく、それどころか助長するように記載されている。

**問題となる貴社の記載：** Qの【近くの税理士さんに聞けばいいのでしょうか。】に対してのAは、億単位で税金計算を間違え等、税理士としての資質を問われるようなとんでもない税理士の例を持ち出したあげく、最後に【不動産の専門家や相続コンサルタントと、相談してみることをお勧めします。】と締め括ったこと。

**問題となる点：** 税理士は信頼できない、との印象を読者に与え、結果的にニセ税理士行為を助長しかねない。

### **4. 税理士制度を否定し、税理士への信頼を毀損する**

貴社の記事では、税理士よりも『不動産の専門家や相続コンサルタント』を信頼すべきものとして記載されているが、その者らが税理士資格を有する者とは明示されておらず、文脈からは、有資格者よりも無資格者が信頼できると読み取れる。これは税理士制度自体を否定するものである。

また記事中に税理士の例として挙げられた者は、納税者の信頼にこたえない者や税金計算を億単位で間違え者等の、そもそも税理士として存在してはならない者である。そのような者がもしも存在するならば税理士会において処分等されるべきであり、新聞報道としては納税者に対しては、注意喚起をすべきであろう。ところがそれをする事なく、貴社の記事は、納税者の税理士への信頼を毀損するものである。

以上